

# 貸借対照表

2023年 5月 31日

(当期会計期間末)

株式会社 ウィーズT

印刷日付: 2023年 7月21日

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 767,873,080】	【流動負債】	【 438,019,905】
現金・預金	271,827,181	買掛金	381,974,933
調剤報酬売掛金	227,460,085	未払費用	2,487,157
自賠・労災 売掛金	410,410	預り金	2,497,930
その他 売掛金	3,067,789	関係会社未払金	24,047,585
貸倒引当金	△3,057,900	未払法人税等	27,012,300
前払費用	3,528,412	【固定負債】	【 61,000,000】
関係会社未収入金	53,375,189	長期借入金	60,000,000
未収金	172,743	預り保証金	1,000,000
仮払金	1,000,000	負債の部合計	499,019,905
立替金	74,828,065		
商品	135,261,106		
【固定資産】	【 141,944,741】		
(有形固定資産)	( 44,128,252)		
建物	6,447,025		
建物附属設備	12,266,953		
車輦運搬具	2		
什器備品	3,914,272		
土地	21,500,000		
(無形固定資産)	( 7,494,867)		
電話加入権	76,317		
水道加入金	16,371		
ソフトウェア	7,402,179		
(投資その他の資産)	( 90,321,622)		
関係会社株式	61,981,500		
出資金	73,800		
長期貸付金	6,012,961		
差入保証金	13,482,353		
長期前払費用	8,811,788		
預託金	19,320		
貸倒引当金	△60,100		
資産の部合計	909,817,821	純資産の部合計	410,797,916
		負債・純資産の部合計	909,817,821

# 個別注記表

自2022年6月1日 至2023年5月31日

株式会社ウィーズT

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
- ② その他有価証券・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ② 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・定率法。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
- ② 無形固定資産・・・・・・・・定額法
- ③ 三年一括償却資産・・・三年間の均等償却
- ④ 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産  
・・・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率（法人税法の法定繰入率が貸倒実績率を超える場合には法定繰入率）により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

#### ① 繰延資産の処理方法

- (イ) 入会金・・・・・・・・定額法。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております
- (ロ) 開発費・・・・・・・・支出日以後五年間の均等償却
- (ハ) 社債発行費・・・社債償還期間にわたり均等償却

#### ② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 88,716千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類と総数

普通株式	5,000株
甲種類株式	5,720株 (注1)
計	10,720株

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類と総数

普通株式	0株
------	----

## 4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 38,320円70銭

(2) 1株当たりの当期利益金額 9,619円06銭

(注1)

1.議決権

甲種類株式は、株主総会において一切の議決権を有しない。

1.種類株主総会の決議を要しない事項

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。